

# 組合だより



平成31年1月15日発行

No. 372

静岡共済協同組合

代表理事 鈴木 英 代

本部 浜松市中区新津町610

TEL 053-465-5391

支部 島田市大井町2279-2

TEL 0547-36-1198

平成31年のお正月を迎えました。今年はどんな年になるのでしょうか。現天皇の退位と新天皇の即位、消費税率10%等々、変化に富んだ1年になるのかなと感じています。

先日、ほしい本があって本屋へ行ったのですがその本が見つからず、たまたま出会った佐藤愛子さんの本『90歳なにがめでたい』を読みました。きっとすでに読まれた方もいらっしゃるかもしれませんがね。

本を読みだしてすぐに、彼女の動作が目に浮かび、思わず吹き出してしまいました。また、筆者のつぶやきに、「うんうん、そうなんだよね」と納得したり、思わずニヤッとしてしまう自分がいて、このつぶやきが理解できる年齢になった自分も、十分に年寄りなのだと思います。

読み進めるうちに、彼女の生き方、考え方に力強さを感じ共感すると同時に自分だったらどう行動するのだろうかと考えました。実際にお会いしたこともないし、お話をしたこともないので、何を根拠に共感だと言うのだと笑われるかもしれませんね。

本の中のいくつかの文章に「はっ」と考えさせられました。ひとつご紹介します。

「文明の進歩」は我々の暮しを豊かにしたかもしれないが、それと引き替えにかつて我々の中に

あった謙虚さや感謝や我慢などの精神力を磨滅させていく。

もっと便利に、もっと早く、もっと長く、もっときれいに、もっとおいしいものを、もっともっと……。

もう「進歩」はこのへんでいい。更に文明を進歩させる必要はない。進歩が必要だとしたら、それは人間の精神力である。私はそう思う。

90歳過ぎてなお、世の中のこと、周りのことに堂々と文句を言うことが出来たり、関心を持ってみる事が出来る事がとてもうらやましいと思うのです。

何に関心を持つこともなく何も感じない、ただ日々の生活をおくっているだけの現代人が多い中で、生きているという実感がわくというか存在感があると思うのです。

世の中便利になりました。停電もない、水も止まることがないし、トイレも清潔で不安材料は何もないのです。

特に昭和の昔が良いとは言いませんが、現在の便利さに人は慣れ過ぎてしまい、それと同じく人としての道理人情はどこへ行ってしまったのだろうかと感じるのです。

時には「意地悪ばあさん」も必要なのではないのかなと思いました。

## お知らせ

☆ 賞与支払明細の報告が、まだの事業所様は至急お知らせください。

☆ 労働保険年度更新の時期が近づいてきました。

賃金、元請工事等の報告を、お早目をお願いします。

☆ 労働保険料第3期分の口座振替日は、**1月28日(月)**です。

☆ 特例による源泉徴収税額の納付(7月～12月分)の納期限は、

**1月21日(月)**となっていますので、ご注意ください。

☆ 労働者に年5日の年次有給休暇を取得させることが、事業主に義務づけられます。

(制度施行日は、平成31年4月1日) ポイントは次のとおりです。

- ① 対象者は、年次有給休暇が年10日以上付与される労働者(パート・アルバイトなども含む)
- ② 労働者ごとに、平成31年4月1日以降の年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える
- ③ 「労働者が自ら申し出て取得した日数」や「労使協定に基づく計画的付与で取得した日数」については、5日から控除することができる
- ④ 時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努める
- ⑤ 労働者ごとに「年次有給休暇管理簿」を作成し、3年間保存する

☆ 健康管理の観点から、裁量労働制の適用者や管理監督者も含め、すべての労働者について、その労働時間の状況を客観的な方法(タイムカードなど)その他適切な方法で把握することも事業主に義務づけられます。(制度施行日は、平成31年4月1日)

